

相模原火災予防条例の改正(案)の概要について

1 改正の趣旨

本年2月に大船渡市で発生した大規模な林野火災を踏まえ、市域での林野火災の発生を防止するため、相模原市火災予防条例(昭和48年相模原市条例第36号。以下「条例」という。)を改正するものです。

2 主な改正の内容

(1) 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に係る規定の改正

条例に規定する火災に関する警報は、消防法(昭和23年法律第186号)に規定する火災に関する警報であることを明確にします。

(2) 林野火災に関する注意報に係る規定の追加

市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することとし、当該注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(以下「使用制限」という。)に従うよう努めなければならないこととします。また、市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、当該努力義務の対象となる区域を指定することができます。

(3) 火災に関する警報の発令中における使用制限に係る規定の追加

市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、使用制限の対象となる区域を指定することができます。

(4) 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に係る規定の改正

あらかじめ消防長への届出を要する行為のうち火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為にたき火を含むことを明確にします。

3 今後のスケジュール

令和7年12月15日から

パブリックコメント(意見募集)の実施

令和8年 1月21日まで

市議会3月定例会議に改正条例案を提出

令和8年 2月

改正条例の施行

3月